

| 岡山県公報                                               |  | 発行<br>岡山県 |  |  |  |
|-----------------------------------------------------|--|-----------|--|---------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 目次                                                  |  | 担当課（室）    |  | 目次                                                                                    |  |
| ○ 医療法施行細則を廃止する規則<br>（県例規集登載）<br>【規則】                |  | 医療推進課     |  | ○ 〃<br>随意契約の相手方の決定                                                                    |  |
| ○ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正<br>【告示】<br>（県例規集登載） |  | 用度課       |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 指定一般相談支援事業者の指定                                    |  | 指導監査課     |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 指定地域相談支援の事業の廃止の届出                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 保安林の指定の解除                                         |  | 治山課       |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分                             |  | 港湾課       |  | 〃                                                                                     |  |
| 【公告】                                                |  |           |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 公共測量の実施                                           |  | 監理課       |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 公共測量の終了                                           |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了                             |  | 建築指導課     |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 一般競争入札の実施                                         |  | 教育委員会     |  | 〃                                                                                     |  |
| 【企業局】                                               |  |           |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 浄水ケ―キの販売代金の収納事務の委託                                |  | 総務企画課     |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 落札者等の決定                                           |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
|                                                     |  |           |  | 担当課（室）                                                                                |  |

◎岡山県規則第四十号

医療法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

令和七年四月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

医療法施行細則を廃止する規則

医療法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第三十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百九十九号

岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三十三十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

題名中「役務」を「物品の売買、修理等及び役務」に改める。

第一条中「及び第百六十七条の十一第二項」を「の規定により県が発注する物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）又は同項及び第百六十七条の十一第二項」に、「県が」を「県が」に改める。

第二条中「別表」を「物品の売買、修理等の契約及び別表」に改める。

第三条第一項の表中「制限」を「物品の売買、修理等の契約にあつては四百万円以上、役務の提供の契約にあつては制限」に、「A級」を「A」に、「B級」を「B」に、「三百五十万円」を「物品の売買、修理等の契約にあつては四百万円未満、役務の提供の契約にあつては三百五十万円」に、「C級」を「C」に改め、同条第二項中「第二条」を「前条」に改める。

第五条の見出し中「申請書類」を「添付書類」に改め、同条第一項中「及び第八条第一項」を「、第八条第一項及び第十五条第一項」に改め、「知事が別に定める申請書」に「及び「業務種目の区分に応じ」を削り、「提出する」を「申請する」に改める。

第六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 物品の売買、修理等の契約にあつては、直前決算における機械設備等の価額

第七条中「申請書を提出した」を「申請した」に改める。

第八条第二項中「事項」を「事項（県との契約の締結等についての権限を営業所等の長等に委任している場合は第二号を除き、委任していない場合は第三号を除く。）」に、「供し、及びインターネットにより公表する」を「供する」に改め、同項第一号中「入札参加資格」を「物品の売買、修理等の契約にあつては県と取引を希望する物品の種別分類、役務の提供の契約にあつては入札参加資格」に改め、同項第二号中「名称」の下に「、所在地並びに代表者の役職名及び氏名」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 県との契約の締結等についての権限を委任している営業所等の名称、所在地並びに代表者の役職名及び氏名

第八条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第九条中「知事が別に定める変更届に」を削り、「業務種目の区分に応じ、それぞれ別表の担当課の欄に掲げる課に提出し」を「出納局用度課に届け出」に改め、同条第二号中「（個人の場合は、住所）」及び「（個人の場合は、氏名）」を削り、同条第五号中「岡山県内」を「役務の提供の契約にあつては、岡山県内」に改める。

第十四条第二号中「申請書の提出の期間、場所」を「申請の期間」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用）

第十五条 第五条及び第九条の規定による申請は、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（第四項において「役務入札参加資格審査要領」という。）の規定により入札参加資格を有している者は、この告示の規定により入札参加資格を有しているものとみなす。

3 この告示の施行の際現に附則第五項の規定による廃止前の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（次項において「物品入札参加資格審査要領」という。）の規定により入札参加資格を有している者は、この告示の規定により入札参加資格を有しているものとみなす。

4 この告示の施行の日前にした入札の公告における役務入札参加資格審査要領又は物品入札参加資格審査要領の規定のうち、この告示による改正後の岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（以下「新要領」という。）の規定に相当する規定は、新要領の規定とみなす。

（物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の廃止）

5 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号）は、廃止する。

◎岡山県告示第二百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

相談支援センター さくら

2 所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 color

2 主たる事務所の所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地一

三 指定年月日

令和七年三月一日

四 事業所番号

三三三〇九〇〇〇三〇

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第二百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 1 名称 相談支援事業所そうじや晴々
  - 2 所在地 総社市南溝手四二一―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 社会福祉法人鷲園
  - 2 主たる事務所の所在地 津山市瓜生原三三七番地の一
- 三 廃止年月日 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三三〇八〇〇〇七三
- 五 サービスの種類 地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市南区飽浦字奥ノ上三分池尻九二二の一三（次の図に示す部分に限る。）、字三歩池尻九二八の五・九二九の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二八の四、九二九の四、九二九の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市南区飽浦字奥ノ上三分池尻九二二の一三（次の図に示す部分に限る。）、字三歩池尻九二八の五・九二九の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二八の七、九二九の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百四号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

| 車輪の大きさ及びフレームの色 | 数量 | 自転車防犯登録番号標等 |
|----------------|----|-------------|
| 二六インチ 白        | 一台 | 不明          |
| 二六インチ 黒        | 一台 | 玉野H一三七三三    |
| 二六インチ 青        | 一台 | 岡山南J一七三四九   |
| 二六インチ 白        | 一台 | 不明          |

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和七年二月二十五日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三―三一―三二二一

〔一六三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 倉敷市全域                  | 測<br>量<br>区<br>域      |
| 公共測量（基準点測量等）           | 測<br>量<br>の<br>種<br>類 |
| 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで | 測<br>量<br>期<br>間      |

〔一六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

|             |       |
|-------------|-------|
| 倉敷市玉島乙島地内   | 測量区域  |
| 公共測量（現地測量等） | 測量の種類 |
| 令和七年三月三十一日  | 終了年月日 |

〔一六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年四月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字中村一四三〇番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区今保二二七番地一ユートピア今保B一〇一号室

寺尾 周斗

寺尾 美帆

三 許可年月日及び許可番号

令和七年一月二十二日岡山県指令建指第三七〇号

「一六六」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年四月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

## 1 調達内容

### (1) 調達件名

令和7年度ICT支援員等配置業務委託

### (2) 調達業務の特質等

入札説明書及びICT支援員等配置業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (4) 履行場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第186号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「8情報・通信サービス」の格付区分が「A」であり、かつ小分類「2システム等開発・改良」、「3システム等管理運営」及び「8情報・通信サービスに係る調査」のいずれかに登録があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 3 競争入札参加資格の確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県総務部デジタル推進課  
電話 086－226－7264

#### 4 入札手続等

- (1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所  
〒700-8570 岡山県北区内山下二丁目4番6号  
岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室  
電話 086－226－7826

電子メールアドレス kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

##### ア 交付期間

令和7年4月11日（金）から同年5月9日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付方法

（1）の場所にて交付する。

- (3) 入札説明会  
開催しない。

- (4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

##### ア 提出期間

令和7年4月11日（金）から同年5月9日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

##### イ 提出場所

（1）の場所と同じ。

##### ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5（2）イにおいて同じ。）

#### 5 入札及び開札等

- (1) 開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和7年5月22日（木）午前10時

##### イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県庁出納局用度課入札室

- (2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

##### ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が5（1）アの日時及び5（1）イの場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

##### イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、5（1）イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の

封筒に 1 (1) の件名及び 5 (1) アの日時を記載したものに限り。) をもって令和 7 年 5 月 21 日 (水) の午後 5 時までには到着するように郵送等により提出すること。ただし、再入札を行う場合は、その場で引き続き行うので、郵便入札を行った者は再入札に参加することができない。

(3) 入札方法

入札金額は、令和 7 年度 ICT 支援員等配置業務委託の履行に係る一切の費用に相当する金額とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則 (昭和 61 年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。) 第 131 条及び第 133 条の規定による。

(2) 契約保証金

財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申出書等を提出した者は、契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第 140 条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第 137 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be outsourced :

Reiwa 7th year ICT support staff, placement work consignment

(2) Contract period :

From the day contract is signed and submitted through March 31, 2026

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid manual

(4) Deadline for bidding :

10 : 00 A.M. 22 May, 2025

(5) Contact Information for Inquiries :  
Okayama Prefectural Board of Education High School Education Division,  
Education Digitization Promotions Office  
2－4－6 Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570,  
Japan  
TEL : (086) 226－7826

◎岡山県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、  
浄水ケ－キの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十一日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

一 委託した事務の内容

浄水ケ－キの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の所在地及び名称

倉敷市真備町市場二八七二―七

泉興産株式会社 岡山営業所

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二―三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第  
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年四月十一日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

一 落札物品の名称及び予定数量

岡山県企業局施設で使用する電気

使用予定電力量四五、八〇一、〇〇〇キロワット時（三年間）

二 納入期間

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 落札者を決定した日

令和七年三月十日

五 落札者の名称及び所在地

中国電力株式会社販売事業本部

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

一、〇〇五、二九三、七六〇円

（うち消費税額及び地方消費税の額九一、三九〇、三四一円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年一月二十八日

◎岡山県企業局公告第二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第  
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年四月十一日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

一 落札物品の名称及び予定数量

岡山県企業局亀島配水場で使用する電気

使用予定電力量六、九五二、〇〇〇キロワット時

二 納入期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 落札者を決定した日

令和七年三月十日

五 落札者の名称及び所在地

中国電力株式会社販売事業本部

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

一三六、八三八、二四三円

七 （うち消費税額及び地方消費税の額一二、四三九、八四〇円）

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年一月二十八日

◎岡山県企業局公告第五号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和七年四月十一日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

- 一 特定役務の名称  
水島中央監視制御設備保守点検委託
- 二 契約期間  
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県企業局総務企画課
- 四 岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号  
契約の相手方を決定した日  
令和七年三月二十四日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社日立ハイテクフィールディング 中国支店  
広島県広島市中区八丁堀一四―四
- 六 契約金額  
四七、一九〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、二九〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第二号に該当するため